

所得税の確定申告は税務署で

所得税の確定申告が必要な人は、平成25年中に所得控除額を超える事業や不動産などによる所得があった人です。

また、平成26年1月から、事業、不動産または山林による所得がある全ての人は、記帳と帳簿などの保存が必要となりました。所得税の申告が必要ない人も対象です。詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

☎久慈税務署 ☎ 53-4161

申告は簡単便利なe-Taxで!

確定申告は、インターネットを利用して申告する国税電子申告・納税システム「e-Tax」の利用をお勧めします。24時間申告が可能で便利で、操作方法も簡単です。さらに還付処理が比較的早く、添付書類の提出も省略できる場合があります。ぜひご利用ください。

▶必要なもの…①申告者の電子証明書(電子証明付きの住基カードなど) ②申告に必要な書類

☎ e-Tax について…久慈税務署 ☎ 53-4161

☎ 住基カードについて…市民課 ☎ 52-2117



e-Tax
市役所にも
設置します
3.3月~3.10月
平日 8:45~17:00

税務課(市役所1階)にe-Taxコーナーを設置します。設置したパソコンは自由にご利用いただけます。予約いただければ、職員が操作方法を説明します。

☎税務課 ☎ 52-2114

国保税 納付に困ったら相談を

国民健康保険は、加入者(被保険者)が国民健康保険税を出し合って運営されている医療制度です。

特別な事情がなく国保税を滞納している場合は、短期間の保険証を交付したり、医療費全額を負担いただくなどの手続きを取ることになります。分割納付もできますので、納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

☎保険証に関すること…市民課 ☎ 52-2118

☎納付に関すること…収納対策課 ☎ 52-2368

申告相談に必要なもの

■印鑑

■預金通帳…還付金の受け取りや振り替えに使用します。口座番号などを書いたメモでも構いません。

■平成25年中の所得が分かる書類

- ①源泉徴収票(給与や公的年金等)や支払調書(報酬など)
- ②収支内訳書(営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費、所得などが分かるもの)

■所得控除の内容を証明する書類

- ①支払った医療費や国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、社会保険料、寄付金などの領収書や証明書
- ②国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳※

※手帳がなくても控除対象になる場合があります
上記③の手帳をお持ちでない人でも「65歳以上で、要介護1~5の認定を受けている人」は、障害者控除が受けられる場合があります。この場合は「障害者控除対象認定書」の申請が必要になりますので、お問い合わせください。

☎社会福祉課 ☎ 52-2119

控除などのお知らせ

東日本大震災などで被災した人や寄付金、義援金を支払った人は控除の適用が受けられる場合があります。

●東日本大震災等で被災した人の控除

住宅、家財、事業用資産、自動車などが被害を受け、23年分申告までに雑損控除を適用した人は、雑損失の繰越控除の適用が受けられる場合があります。必要な書類についてはお問い合わせください。

☎税務課 ☎ 52-2114

●寄付金、義援金を支払った人の控除

寄付金や義援金を支払った人は、寄付金税額控除の適用が受けられます。寄付金・義援金の納入先から交付された受領証明書をお持ちください。

☎税務課 ☎ 52-2114

●国民年金保険料控除証明書の再発行

国民年金保険料の控除証明書が届かない、または無くした場合は再発行ができます。詳しくはお問い合わせください。

☎控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-070-117

☎二戸年金事務所 ☎ 0195-23-4111

市県民税、国民健康保険税などの

申告受付相談

2.17月▶3.17月

☎税務課 ☎ 52-2114

市営住宅の入居、児童手当、保育園の入園、公的年金や事業資金の融資などの申請手続きには税の証明書が必要です。申告をしないと、これらの手続きに必要な税の証明書の交付が受けられなくなる場合があります。また、国民健康保険に加入している人は、国保税の軽減などの適用が受けられなくなるので忘れずに申告をしてください。

申告が必要な人

平成26年1月1日現在、久慈市に住所があり、平成25年中の所得が次のいずれかに該当する人は市県民税、国民健康保険税の申告が必要です。

- ①~③のいずれかに該当する人
 - ①平成25年中に退職した人や年末調整が済んでいない人
 - ②年末調整した給与以外の所得(営業等、農業、不動産、雑、一時、譲渡など)があった人
 - ③2カ所以上から給与を支給されている人

- 所得が公的年金等のみで、扶養や社会保険料などの所得控除を受ける人
- 営業等、農業、不動産、公的年金等以外の雑、一時、譲渡などの所得があった人
- 所得が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業保険など)のみの人
- 久慈市外に住んでいる人に扶養されている人
- 収入がなく、扶養されていない人

●申告書が必要な人は連絡を

申告書は市から送付せず、相談会場で作成します。事前に必要な人はお問い合わせください。

●年金受給者の人へ

収入が公的年金等のみの人でも、所得控除の申告により市県民税が減額される場合があります。年金天引き以外の社会保険料控除や扶養親族がある人などは忘れずに申告してください。

市役所での申告受付相談

■日時…2/17(月)~3/17(月)の平日 8:45~17:00

※月曜日は18時まで相談を受け付けます

※土日は、3/16(日)のみ相談を受け付けます

■会場…税務課(市役所1階)

各地区での巡回申告相談

対象地区にお住まいの人以外は受け付けかねます。ご注意ください。 ※会場名の「C」はセンターの略

月日	時間	対象	会場
2月10日(火)	10:00~12:00	戸呂町	戸呂町地区集落C
	14:00~15:30	関	霜畑地区コミュニティC
12日(水)	10:00~12:00	日野沢	日野沢公民館
	14:00~15:30	来内	来内地区集落C
	10:00~12:00	繋	つなぎ地区消防コミュニティC
	14:00~15:30	荷軽部	荷軽部地区集落C
13日(木)	10:00~12:30	小国	小国地区多目的集会施設
14日(金)	10:00~12:00	霜畑	霜畑地区営農研修館
15日(土)	9:30~15:30	川井	山形総合センター
16日(日)	9:30~14:00	山形町全域	山形総合センター
19日(火)	10:00~12:00	山根	山根公民館
	14:00~16:30	大川目	大川目公民館
20日(水)	9:30~12:30	久喜・三崎	久喜公民館
21日(木)	9:30~12:00	小久慈	小久慈公民館
25日(火)	9:30~11:30	夏井	夏井公民館
26日(水)	9:30~12:30	侍浜	侍浜公民館
27日(木)	9:30~11:30	宇部	宇部公民館